

青果物輸出における EPA利用手続の簡素化の概要

2023年3月2日
日本商工会議所 国際部



青果物の場合は生産者情報の提出を省略可

これまで、日本原産であるとの原産品判定に当たって、輸出業者は、署名入りの生産証明書又は輸出業者が青果物の購入先から入手した仕入書等を日本商工会議所に提出することが求められ、仕入書等の場合も生産者の氏名や住所などの生産者情報を併せて提出することが必要でした。

今後は、仕入書等を活用する場合、これまで必要とされていた生産者情報の提出が不要となり、県名等の原産地情報の記載があれば、日本原産であるとの原産品判定が可能であるとされました。

1. 仕入書等の産地で原産品判定

仕入書等の原産地で原産品判定を行う際は、食品表示法に基づく原産地の記載で協定に基づく原産品であることを確認し、原則、生産者情報の提出は不要です。

農林商事 様

令和4年9月10日

(株) 野菜農産物 様

仕入書

品名	数量	単位	備考
りんご	100	kg	
メロン	100	kg	
ぶどう	100	kg	
春菊	100	kg	
計			

仕入書等の原産地で判定

- 青森県産りんご
- 静岡県産メロン
- 長野県産ぶどう
- 千葉県産春菊

2. 同一原産地であれば原産品判定なしで発給申請

仕入書等の原産地で判定済みの産品と同一原産地の産品については、過去の判定結果を利用して第一種特定原産地証明書の発給申請が可能で、原産品判定は不要です。

INVOICE

Date: 2022/10/10

Invoice No.: 123456789

Shipped For: ABC COMPANY

Terms of Payment: T/T Advance

Trade terms: FOB

Remarks:

Description	HS Code	Quantity	Unit Price (JPY)	Amount
1. Apple - Aomori	080810	100	1000	100000
2. Melon - Hokkaido	080719	100	1000	100000
3. Grape - Nagano	080810	100	1000	100000
4. Garland Chrysanthemum - Chiba	070999	100	1000	100000

Number of piece: 100
Net weight (kg): 100

Signature: _____

Total amount JPY 400,000

第一種特定原産地証明書とは？

EPAを利用して日本産品を輸出するためには、この産品がEPAに規定される原産品の要件を満たす必要があります。このことを証明する書類として日本商工会議所が発給する書類を「第一種特定原産地証明書」といいます。

(注) 当該輸出品の仕入書等は、協定ごとに定められた期間保存する義務があります。輸入国から要請があった場合、輸出品が協定に基づく原産品であることを明らかにする書類として必要です。

生産者・生産地の確認（工業品と比較）

	判定依頼	発給申請
青果物	〔仕入書等のみで判定依頼〕 ・仕入書、契約書、領収書、納品書等 （食品表示法上に基づく産地表示がある）	・発給申請時の仕入書等の生産情報 （食品表示法に基づく産地表示） ※都道府県単位で判定依頼時と同一産地と判断
	〔生産証明書で判定依頼〕 ・農林産品に係る生産証明書 （生産者から直接集荷・購入した卸売業者 〔農協を含む〕による証明可）	・判定依頼時の原産品情報で担保
工業品	〔関税分類変更基準の場合〕 ①関税分類番号対比表 ②対比表に記載された「材料・部品」で製造されたことを裏付ける資料 ③「原産」と扱った「材料・部品」については、その原産性を示すための根拠となる資料（サプライヤー証明書等） 〔付加価値基準の場合〕 ①付加価値計算ワークシート ②計算ワークシート上の数字の妥当性を示す資料及び記載された「材料・部品」で製造されたことを裏付ける資料 ③「原産」と扱った「材料・部品」については、その原産性を示すための根拠となる資料（サプライヤー証明書等）	・判定依頼時の原産品情報で担保

「発給申請者」が原産性についても証明

判定依頼時と発給申請時の産品情報のつながりが乏しい

⇒検認時などは**発給申請時の産品情報がより重要に**

キャンセル

保 存

発給申請

発給申請書

日本商工会議所 御中

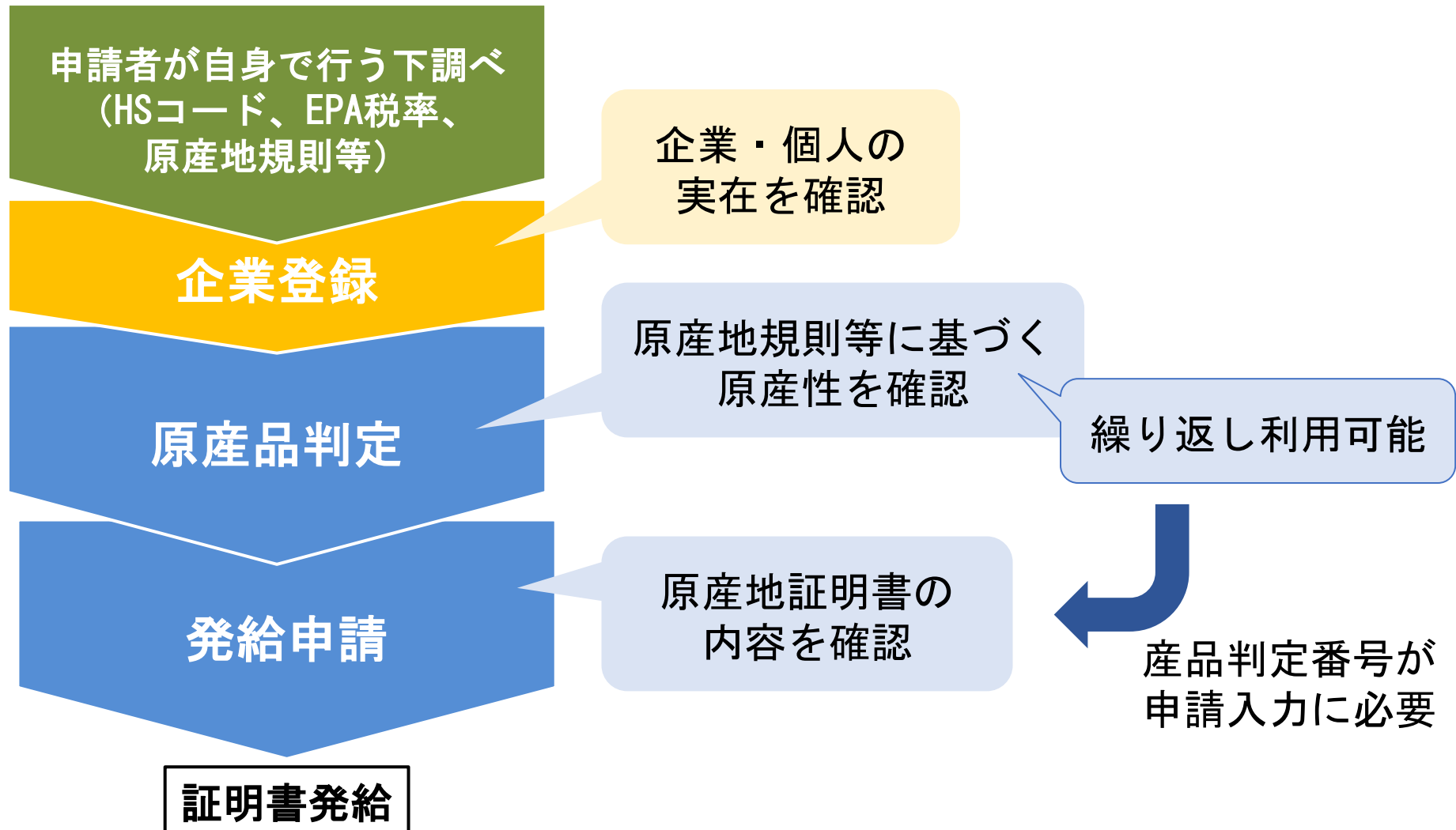
[注意事項](#)

1. 当社／私は、標記発給申請書に関し、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律に則り、当該発給申請書に係る申告内容は全て真正であることを誓約します。
2. 当社／私は、当該発給申請書について、記載内容を立証する関係資料を原産地証明書の発給の日以後5年間（日ブルネイ協定、日アセアン協定、日スイス協定、日ベトナム協定およびRCEP協定は3年間）保存し、両国政府及び政府の指定する関係機関からの要請に応じて提出することを誓約します。
3. 当社／私は、当該発給申請書について次に掲げる事実を知ったときは、遅滞なくその旨を書面により関係機関に通知することを誓約します。
 - ①当該第一種特定原産地証明書の発給を受けた物品が特定原産品でなかったこと
 - ②当該第一種特定原産地証明書の記載に誤りが生じたこと
 - ③当該第一種特定原産地証明書に記載された事項に変更があったこと
4. 当社／私は、システムサービス利用規約 の内容を確認し、その定めに従って本サービスを利用することを誓約します。

以上の事項のとおり誓約し、発給申請書を記入します。

原産品判定依頼は引き続き必要

【証明書発給までの手続き】



手続きが簡素化すると誰でも参入しやすくなる

(最近の記事より)

日本酒が上海で人気の春節用ギフトに RCEPが追い風

【新華社上海 1月28日】

中国の酒文化は祝い事と関わりが深く、毎年春節(旧正月)が酒類消費の最盛期となる。最近では日本酒の人気も高く、特に昨年1月に地域的な包括的経済連携(RCEP)協定が発効して以降、中国の春節の風習に一層溶け込んでいる。日本酒は上海の消費者が好んで選ぶ新年の贈り物の一つとなっている。

日本酒(HSコード 220600)

中国の関税 MFN税率40% ⇒ RCEP税率38.1%

該当の特恵原産地証明書発給数(22年1月～23年1月)

441件(産品判定利用 3,379回)

【追加情報】 非特惠の原産地証明書もオンライン発給

2020年9月からオンラインによる 一般（非特惠）原産地証明書を発給

※2016年度の検討会で農林水産省（食品等輸出者）からの強い要望により、電子化の検討を開始し、2019年度「情報技術利活用事業費補助金」（経済産業省）を活用して開発

オンラインでの申請・発給が可能な商工会議所

56か所〔準備中 約40か所〕
（証明書発給している商工会議所 約400か所）

仕向国・地域 138か国・地域（2023年1月末時点）

オンライン発給の状況

- オンライン申請 ⇒ 申請や受領のために商工会議所に行かなくてよい
- 証明書のPDFファイルをメールで送信
⇒ 証明書を輸入者に郵送する費用と時間を削減
- 証明書に記載されたQRコードからリファレンスシステムにアクセスし、照合することで真正性や内容を確認可能

